

平成26年第1回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成26年3月11日 午前10時09分開議

1. 出席議員 11名

1番	雑賀茂君	3番	服部隆君
4番	篠田英一君	5番	野澤良治君
6番	青野正君	7番	星野初英君
8番	牧山龍雄君	9番	福智正之君
10番	廣瀬裕君	11番	大野佳美君
12番	宮本秀樹君		

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	羽田健二君
企画財務課長	藤井俊一君
都市整備課長	沼寄繁君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	林博行君
経済課長	大槻正己君
総務課参事	諏訪洋一君
教育長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	関口富士子君
福祉課長	小川輝文君
福祉課参事	椿法男君
出納室長	藤ヶ崎勇一君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩橋弘

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成26年3月11日（火曜日）

午前10時09分開議

議事日程

日程1. 一般質問

追加日程1. 学校給食に使用する米の購入契約に係る調査特別委員会の設置についての動議

日程2. 議案第1号 河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 河内町公民館設置管理等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例

議案第4号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第6号）

議案第5号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第6号 平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第7号 平成25年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第8号 平成25年度河内町水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程10. 議案第9号 平成26年度河内町一般会計予算

議案第10号 平成26年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第11号 平成26年度河内町介護保険特別会計予算

議案第12号 平成26年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第13号 平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第14号 平成26年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第15号 平成26年度河内町水道事業会計予算

日程11. 選挙第1号 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙について

日程12. 選挙第2号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員補欠選挙について

日程13. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程14. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

日程15. 特別委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 一般質問

追加日程1. 学校給食に使用する米の購入契約に係る調査特別委員会の設置についての動議

- 日程 2. 議案第 1 号
議案第 2 号
議案第 3 号
議案第 4 号
議案第 5 号
議案第 6 号
議案第 7 号
議案第 8 号
日程 10. 議案第 9 号
議案第 10 号
議案第 11 号
議案第 12 号
議案第 13 号
議案第 14 号
議案第 15 号
日程 11. 選挙第 1 号
日程 12. 選挙第 2 号
日程 13. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
日程 14. 常任委員会の閉会中の事務調査の件
日程 15. 特別委員会の閉会中の事務調査の件

午前 10 時 09 分開議

○議長（篠田英一君） おはようございます。

開会に先立ちまして、きょうで東日本大震災から 3 年を迎えます。ここで、犠牲になられた方々に対し黙祷を捧げます。

全員ご起立願います。

〔総員起立〕

○議長（篠田英一君） 東日本大震災犠牲者に対し、黙祷。

〔総員黙祷〕

○議長（篠田英一君） 黙祷を終わります。

ご着席ください。

〔総員着席〕

○議長（篠田英一君） ご協力ありがとうございました。

ただいまの出席議員は 11 名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、糸川洋子氏外30名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

日程1に入る前に、河内町新型インフルエンザ等対策行動計画が提出されましたので、お手元に配付してあります。ご確認ください。

○議長（篠田英一君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、寿大学について、成田空港（株）茨城地域相談センターについては、星野初英さんからの質問です。

2、学校統合問題について、学校給食の問題については福智正之君からの質問です。

3、入札制度について、（株）ふるさとかわちについては野澤良治君からの質問です。

4、まちづくりについては牧山龍雄君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔7番星野初英君登壇〕

○7番（星野初英君） おはようございます。7番星野初英です。

お忙しい中、また寒いにもかかわらず、このようにたくさんの傍聴の方が来てくださっております。まことにありがとうございます。早速ですが、通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、たくさんの住民の方々からの要望を受けまして、河内寿大学についてと茨城地域相談センターについて、2点の質問をいたします。

初めに、寿大学の件ですが、皆様もご存じのように、自主的な活動で高齢者の方々の学習や交流の場として、各地区主体的に取り組んでおります。そして、知識や教養を高め合い、人間関係を深めながら人生を楽しみ、積極的な社会参加を図りながら地域社会に貢献し、健康的に楽しんでいる場であると思えます。

私は、河内町に来て17年になりますが、ここ数年は高齢者の方々もおしゃれに関心を持ち、個性を生かしているいろいろな場所にも積極的に参加するようになったと感じております。これも寿大学の影響があると考えます。

今後ますます増加する高齢者が、楽しく、生き生きと笑顔で活動することができ、人生の充実につながり、地域に貢献し、安全で安心して暮らせる生きがいの見出せる町になるように、何とか寿大学を残していただけるようお願いしたいと思っております。そこで、4項目について質問いたします。

一つ目、長寿クラブとの合併について。

二つ目、今現在のそれぞれの実態人数について。

三つ目、長寿クラブと寿大学の違いについて。

四、補助金についてをお伺いいたします。

2点目の茨城地域相談センターの件ですが、住民の方々が、今設置してある場所は警備員がいて、夜遅くに通るとびっくりすることがあるそうです。去年の12月ごろからは、過激派が目的を変えて動き始めているというお話もあって、とても心配をしております。今度は、まして役場の庁舎内に移動することで、警備員もふえて異様な感じがするのではないか等々と住民の方が心配をしております。そこで3項目お聞きいたします。

1、成田空港（株）の移動の件について。

2、役場内のどの場所を使用するのでしょうか。

3、住民の安全性についてはどのように考えるのかをお伺いいたします。

詳しくは自席にてお伺いいたしますので、担当課長と雑賀町長に答弁を求めます。

○議長（篠田英一君） 星野初英君。

○7番（星野初英君） それでは、1問目の質問をいたします。

長寿クラブとの合併についてお伺いいたします。

長寿クラブと寿大学の合併する理由を答弁いただきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 小川福祉課長。

○福祉課長（小川輝文君） それでは、星野議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初の壇上で5項目ほどあった内容についてご説明します。

長寿クラブと寿大学の統合については、長寿クラブと寿大学は平成27年4月1日に統合するという方針が出ております。

それと、今現在それぞれの実態人数は、平成26年2月現在で長寿クラブ1,327人、寿大学647人であり、重複して両方に入っている方は323名となっております。

長寿クラブと寿大学の違いについてですが、長寿クラブは昭和39年8月の設立であり、非常に歴史の長いクラブでありまして、県等には上部団体や、また県より補助金もあり、社会奉仕活動や教養講座、健康増進など、老人クラブ信条にのっとりた地域活動をする高齢者の組織であります。

寿大学は、平成21年10月に、知識、教養を高め、人間関係を深め、地域社会に積極的に参加することで生きがいのある充実した人生を送り、健康増進につなげ、医療費等を抑制するという目的で設立され、校訓を定め、自主運営をしている組織です。

違いと言いますと、寿大学の学生には町内の協賛店での買い物の10%の割引や、コミュニティバスの半額等がありましたが、これは今月の末日をもちまして終了となります。

また、補助金については、平成25年度で申し上げますと、長寿クラブは県の補助金を含んだものですが、単位老人クラブが3万8,400円掛ける28クラブで107万5,200円、長寿クラブ連合会が41万9,000円、それとそのほかに長寿クラブいきがい推進事業ということで18万2,000円、合計いたしまして167万6,200円が補助金でございます。

寿大学については、生板学級57万7,902円、源清田学級42万2,098円、長竿学級31万3,035円、金江津学級が68万6,965円、計200万円でありました。あとは研修費として15万円程度

の補助もありました。

概略的なところについては、そこまででございます。

○議長（篠田英一君） 星野初英君。

○7番（星野初英君） 1点ずつ細かく聞いていこうと思いましたが、まとめて小川福祉課長が答弁してくださいましたので、平成27年4月に寿大学と長寿クラブのほうは合併すると決定しているとお聞きいたしました。

細かく聞こうと思ったのですが、先ほども私、話に触れましたけれども、今後ますます高齢化が進んでいきますが、いつまでも元気な高齢者であっていただきたいということが私の望みなんですけれども、寿大学は医療費を抑えるためにも残す必要があるのではないかという私自身の思いもありましたが、平成27年4月1日で統合するということですので、雑賀町長に細かくお聞きいたします。

ほかの市町村でもこのような、寿大学みたいな形でこれからどんどんやっていこう、取り入れていこうというお話もございます。そのようなときですけれども、細かく、今後寿大学、長寿クラブを統合させるにおいて、どのような内容にするお考えなのか、具体的にわかりやすく答弁をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 星野議員のご質問にお答えします。

まず、来年の4月をめどに統合という方向で今進めておりますが、この寿大学の校訓と長寿クラブの信条というものを、まずよく見比べてみました。

両方順次読み上げても結構なのですが、長寿クラブの信条は、一、お互いに健康で、だれとも仲よく楽しい毎日を送りましょう。一、お互いにその経験をいかし、人のため世のため協力しましょう。一、お互いに敬愛と奉仕の一念で、惜しまれる老人となりましょう。一、お互いに過去にとらわれず、時代とともに進みましょう。一、小さな親切運動、小さな感謝運動を展開し、明るい町づくり、村づくりに努めましょう。これは長寿クラブの信条です。

かわち寿大学の校訓、一、人生150年まで生きよう。一、医療機関に頼らない健康な体を自分でつくろう。一、若返って恋をし、愛を語ろう。一、多くの友をつくろう。一、互いに助け合い、社会に貢献しよう。

これ、両方をよくよく読ませていただきますと、これは我々の人生の大先輩が本当に英知を結集してつくったものなんです。これ両方とも私は違和感ないです。違和感がないんです。ということは、これを構成する人は人生の先輩、河内町の今までの歴史をつくってきた大先輩だったんです、両方とも。そこになぜ二つが逆にあるのかなと、私は非常に純粋にクエスチョンマークです。

なぜかといいますと、大先輩方は今から次の世代を、若い人たちが次の世代を背負うと思って頑張っている。それを一生懸命支えて、しかも守っていかなければいけないのが、

我々大先輩、私も含めて先輩たちじゃないですか。そう考えたときに、この校訓、信条を見たとき、これ本当の純粋な気持ちなんです。この純粋な気持ちを、逆に私は若い人たちのお手本になって実践していただきたい。そう思うから、河内町の将来を考えたら、寿大学だ、長寿クラブだと言っている場合じゃないんですよ。逆にまじめに考えていただきたい。

そういう思いで、純粋に河内町の将来を考えて一緒になって河内町をつくろうじゃないかという、そういう思いなんです。だから、私たちの大先輩である、この校訓をつくった人たちを思えば思うほど、この小さな町で、何で力を合わせられないのかということなんです。

確かにここにはいろいろなことがあるかもしれませんが、でも、河内町の将来を考えたときには、どこを見据えるかという、目の前もそうですけれども、将来を見据えた議論をしていかなければいけないんです。目の前じゃなくて。

人間は誰しも順番に年をとるんです。死亡率100%ですから、これ、どんなことをしても。きょうまで元気でも、あすどうなるかわからないです。私はそういうふうに、今まで福祉でよく見てきました。きのうまで元気だったんだけど、何だ急におかしいなと思ったら、急に体調が悪くなって、若いときと違って回復力がどんどんどんどんおくれるんです。そう考えれば、本当にきょう一日を一生懸命世の中のために頑張って生きようという、そういう連続なんです。特に平均寿命は、80歳を女性の方は超えていますけれども、男性でも80歳に近い。でも、そこまであつという間なんです。

私も昨年就任して、もう10カ月です、あつという間です。人生って長いようで短いんです。そういうことを考えますと、私はこの校訓、信条に基づいて河内町が一つになって一緒にやろうじゃないかというところをお考えいただきたいということで、一緒になっていただきたいという思いなんです。

ただ、一緒になるといっても、今は両方の垣根をとるために、この4月からコミュニティバスに関しては、70歳以上の人は全て町民の方は無料と。学生証をもとに協力店で10%ということについても、商工会の皆さんと相談して、河内町民全員を対象としたプレミアム商品券、1万円であれば1万1,000円、1割のせたものをこの秋を目指して発行させていただくと。

あと、今まで別々に行っていた旅行に関しても、この26年4月以降に関しては、ある程度のところまでは町が音頭をとって河内町全員の高齢者を、年齢は60歳以上か65歳以上全員を対象とした研修旅行、日帰り旅行を町として計画すると。

今まであった講演会等も、町が主催をしてやろうという方法で考えております。

ですから、私は河内町にいる方、公平公正な形で町民の大先輩方については接していきたいと考えております。

しかも、この経費は河内町民の皆さんの税金でございます。ですから、その税金の使い

道に関して、町民の皆さんが納得できるような形の税金の使い方というのは必要だと思いますので、そういう意味ではこの長寿クラブと寿大学が、寿大学に行く、長寿クラブに行くのではなくて、両方を合わせて新しい形態を築いていきたいと考えております。

この間もちょっと話の中で、じゃあ何という名前にするんだという話があったんですけども、これは私もまた皆さんの意見を聞くんですけども、とりあえず今度5月か6月に、旅行はいつだったかな……（「6月です」と呼ぶ者あり）6月に実は旅行が計画されていまして、そのときの名前を、じゃあダイヤモンドクラブにしようという話を実はしております。ダイヤモンド、永遠の輝き、二つとして同じものはないという意味で、私はダイヤモンドの輝きを持っていただきたいために、そういう名前にとりあえずして、仮の名前ですけども、そういう形で旅行のほうを実は計画をさせていただいております。

○議長（篠田英一君） 星野初英君。

○7番（星野初英君） 答弁、町長、ありがとうございます。

町の方々が一つになって協力し合うということ、とてもいいことだと思います。ただ、1点お願いしたいのは、寿大学の方は自分たちで今まで企画して、自分たちで競い合って、4地区でそれぞれがいいところを出し合いながらやってきて、いろいろな頭も使い、それこそ相談もしながらやってきていることの、そういったいい点とか、また、長寿クラブのほうには職員の方がいて、きちっと企画を組んでやってくださっていたと思うのです。

これからは、元気でいращやるのには、やはり頭も使い、体も使いということで、その両方のいい点をきちっと生かしながら、そしてどっちにしても一緒になるというのであれば、そういった年齢層もございます。ですから、今までどちらかという寿大学の方のほうの方が若いかもしれません。そういった方たちが、しっかりと長寿クラブの方たちを面倒みるというか、きちっと分かれるのではなくて、本当に仲よくできるようないい方法で、企画とかそういう面にもしっかりと入れていただいて、今後元気で活躍するためには、そういった面もすごく必要だと思いますし、おうちの中にこもるような、行きたくないと言ってこもるようなことのないような、そういった点を配慮しながら、きちっと生かしてやっていただきたいなと要望いたします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 星野議員の今のお話、まことに私もそう思います。

ですから、ただ単に統合ということではなく、星野議員おっしゃるように、いいところを残すと、それと自主的な部分も残すということで、これはちょうどまだ1年ございますので、双方の関係者にお集まりいただいて、本当にいいところを残せるような形の統合でなければ、ただ単に名前だけの統合では、私も名前よりも実をとるという意味で、実をとれるような議論を中でさせていただきまして、先ほど申しましたように、人生というのは順番に年をとりますから、ですから寿大学の比較のお若い方、この方も5年、10年たてば高齢になるわけです。そういう意味で、また下から来るわけですから、順番に来る中で先

輩を敬いながら活発な活動ができるような、そういう組織にしていかなければならないと私も思います。

そういうときには星野議員にもご参加いただいて、ぜひともそういう組織になるように、ひとつお力添えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（篠田英一君） 星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。

続きまして、2番目の質問に移ります。成田空港（株）の移動の件についてですが、細かく一つずつお聞きしたいのですね。まとめてお答えいただくと、私、全く何か予定が狂ってしまいますので、よろしく願いいたします。

先ほども触れましたが、今設置してある場所ではどうしてだめなのか。また、どなたのお考えでそのようなお話になったのか、理由をお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 星野議員にお答えします。

まず、どうして今ある長竿の場所でだめなのかというよりも、まず、町と成田国際空港（株）、略してN A Aとの懇談の中で、茨城地域相談センターのより町民が利用しやすい場所とか、また稲敷地域のことを考えた場合、わかりづらいのではないかというお話が出まして、その中でわかりやすいのは役場施設なのかなということで、N A Aでも、町のほうで要望があれば検討しますということでしたので、町から役場施設でどうなのかということで要望して、N A Aで検討した結果、役場施設のほうにということで回答をいただいたところです。

以上です。

○議長（篠田英一君） 星野初英君。

○7番（星野初英君） 役場施設ということで、皆さんが来やすいということなのでしょうけれども、役場施設のどの部屋とか、どの場所をお使いになるのでしょうか。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 場所でございますけれども、役場のこの本庁舎ではなく裏側、本庁舎を一旦出まして裏側、北側に附属施設でトイレとか、そういう並びになるんですけども、トイレの隣に図面上は用務員室と宿直室ということになってはいますが、現在は用務員も今はシルバー人材センターにお願いして午前中だけ来て清掃とかしていただいて、あと宿直も、以前は夜、宿直ということで職員を置いていたんですけども、かなり前に宿直も廃止しまして、現在は荷物置き場と作業部屋になって、かなり狭苦しく、そういう利用しかしていなかったもので、その部屋だったら業務的にも問題ないだろうということで、そちらの場所でいかがですかということでN A Aにご提示したところでございます。

○議長（篠田英一君） 星野初英君。

○7番（星野初英君） これは私が調べたものなんですけれども、行政財産の貸し付けについてですけれども、平成18年の地方自治法の改正によって、現行の行政財産に係る制度スキームの基本は維持しつつ、行政財産については新たに一定の場合に建物の一部を貸し付けることができる場合（自治法第238条の4第2項4号）は、行政財産である庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地に余裕がある（空き床等がある）場合として政令で定める場合に、他の者に当該余裕がある部分を貸し付ける場合で、政令においては、庁舎等の床面積または敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務または事業の遂行に関し現に使用され、または使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合（自治法169条3）とされています。

なお、貸し付けの相手については、当該普通公共団体が貸し付けの対象である行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限るとされておりました。

果たして成田空港（株）の茨城地域相談センターは適正と認められるのでしょうか。

また、お家賃のほうとかはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

そして、なぜ議会案件に取り上げなかったのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） まず、N A Aが適正かどうかということですが、N A Aは確かに株式会社という形になっていますけれども、株は多分100%政府が保有しているということで、町でも周辺対策交付金なりとか、防音校舎の整備とか、あと、住民の騒音区域とか、そういう交付金とかをいただいている特殊な会社ということでもありますので、町で適切であると考えております。

あと、使用料については、確かに行政財産ですけれども、それを無料というわけには、これはよほどの、政府とかそういうのではないので、使用料につきましては町の条例で河内町行政財産使用料条例という条例がございます。その規定に基づいて使用料を徴収する予定であります。

ただ、電気と水道料とかというお話にもなるかと思うのですが、これについては附属庁舎なので算定も難しい部分もあるので、これは人数割とか、その辺はどうか今、財政のほうでいろいろ検討を加えているところであります。

それと、議会に諮る案件というご質問ですが、これはそこまで地方自治法なりで議会に諮る案件ということにはなっていないという判断で、今回、星野議員からこういう質問があったので、案件ではないのですけれども、そういう形で考えておりませんでした。

○議長（篠田英一君） 星野初英君。

○7番（星野初英君） 議会案件というよりも、何も私たち議会のほうには報告がなかった、今回の議題にもなっていないということに対しても、どうなのかなと思ひまして質問をいたしました。

そして、今回、そういうふうに移動をするということになりますけれども、これは河内町だけの茨城地域相談センターではないと思います。ほかの市町村には相談をしたのでしょうか。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） この茨城地域相談センターが河内町にできたのが平成10年11月ですけれども、その当時どういう説明とかなされたのか、ちょっと私のほうもそこまで調べてはおりませんけれども、その当時の広報を見ますと、その当時の町長が、今度茨城地域相談センターが河内町の長竿にできましたので、ご利用をどうぞという呼びかけの説明をしてあるというのが広報に載っておりました。

それと、今回のこの移設についてですけれども、確かに星野議員のおっしゃるように、これは河内町の相談センターということだけでなく、あくまでも名称が茨城地域相談センターということになっておりますので、これについては先月27日になりますけれども、2月27日に成田市内で開催されました茨城県稲敷地方航空騒音公害対策協議会、これはこの河内町、稲敷市、龍ヶ崎市、利根町とか阿見町とか、稲敷地域の市町村が構成市町村となっておりますけれども、その会議が成田で開かれましたので、その席上、この協議会の会長がうちの雑賀町長でございますので、雑賀町長から構成市町村に説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 星野初英君。

○7番（星野初英君） 住民の安全性についてお伺いいたします。

今の相談センターも1人、警備の方がついていらっしゃるとお聞きしました。7時から朝の6時までということで異様に感じる方もいらっしゃると、先ほど私も言いましたけれども、役場の庁舎内のこちら側に移った場合に、その件に対してはどのような対応をなされるのでしょうか。

○議長（篠田英一君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 警備については、まだN A Aと詳しくは、協議の段階なんですけれども、星野議員が今お1人と言ったのですが、多分2人でしているそうです。それで車中警備だそうです。ただ、どうしても車中警備なので警備員が疲れてしまうので、運動とか何かのためにだと思っておりますけれども、外に立っていたり、歩いていたります。ただ、N A Aからすると車中警備で結構ですよという話を聞いております。

役場のほうは、先ほど宿直というお話もあったのですが、かなり以前にやめましたので、夜間は機械警備に役場はしております。土日は当然職員は朝8時半から5時まではいませんが、それ以外の夜間は機械警備ということになっています。

N A Aでは丸の内に東京事務所というのがあるそうですけれども、そこについては既に機械警備でやっているそうです。ですから、その辺は状況を考慮しながら、N A Aと町、

当然N A Aは警察警備当局のほうに相談をしながら、どのような方法がいいのか今後詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 星野初英君。

○7番（星野初英君） 住民の方々の話なんですけれども、成田空港（株）ということで、12月ぐらいからもまた過激派が狙うということの問題も心配する声があります。そして、役場庁舎内にそういった株式会社が入ってきますと、もし本当に何かあった場合に、その辺のところも重々考えてのことで判断したこととは思いますが、一番心配なのは住民の安全・安心ということで私は心配しているんですけれども、その辺のところ、また、役場の庁舎内にはたくさん住民の方のいろいろな資料もございます。もしそのようなことがあったときには、町長としても大変なことになると思っていますので、その辺のところもしっかりと考慮しながら考えていらっしゃると思っておりますけれども、最後に町長のご意見をお聞きしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 本当に星野議員のおっしゃるように、まずは住民の安全ということとを考慮しなければならないと思います。そういう意味では、役場のほうであれば、例えば過激派の人が、極端な話、爆薬じゃないけれども、そういうのがあったとしてもご存じのように、役場ですから、そのデータとか何かは今は別のところにちゃんとデータを送って管理しておるということで、もし何かあったとしても、書類とかそういう設備関係は、被害が出て人命については被害がないということで、逆に私は回りの人家は結構離れていますから、住民に対する安全性は、逆に担保されるのかなと、確保されるのかなという感じもします。

今おっしゃるように、重要なデータについてはしっかりと管理をして、何事が起きてもそのデータがなくなるということがないようにしていかなければならないと思います。

○議長（篠田英一君） 次に、福智正之君登壇願います。

〔9番福智正之君登壇〕

○9番（福智正之君） おはようございます。9番福智でございます。

きょうは東日本大震災が起きた日から3年になります。被災地の復興もまだまだ進まず、被災地の皆さんには、一日も早い復興ができますことを心からご祈念申し上げます。

また、本日は大勢の皆様にご意見を伺っていただき、心から感謝申し上げます。

また、町長初め、町の執行部の皆様には、町をよくするために大変努力していることに敬意を表します。

私は通告に従って、学校統合問題と学校給食の問題について、自席より質問させていただきます。

○議長（篠田英一君） 福智正之君。

○9番（福智正之君） 初めに、統合問題についてであります。

先日の会議において、学校統合有識者会議より、学校統合の基本的な考え方の答申についての報告がありました。町長は、この答申を受け、今後学校統合についてどのように進めていくのか、お考えをお伺いします。具体的にお願いします。

この答申に沿って進めていくのであれば、かわち水と緑のふれあい公園をどのようにするのか、グラウンドや公園を残し中学校を併設するのか、または、グラウンドや公園をなくし、その跡地に中学校を建設するのかお聞かせ願います。

答申によると、学校統合の位置はかわち水と緑のふれあい公園が望ましいと書いております。

また、小学校の統合も、中学校と併設し、同じ場所にすることが望ましいとも書かれています。グラウンドや公園の跡地にするか否かでは、予算や開設時期が大きく変わると思いますのでお伺いします。

また、平成29年4月を目標に統合されたいとありますが、これは新校舎を完成させる目標ですか、お伺いします。

この3点について初めに質問させていただきます。

雑賀町長。

○議長（篠田英一君） 町長でよろしいですか。

雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） まず、答申については「広報かわち」のほうに載せさせていただきました。あと議会のほうにも、教育委員会のほうから基本的な考え方についてという、こういう形で出させていただいた経過がございます。ですから私も、実はこの答申をいただいて、福智議員がおっしゃるように、まず予算はどうなのかという部分が一番最初にたしか出てくるお話かなと思ったんですね。

答申については、この答申をしっかりと受けとめて、これに基づいて進めていくんですけども、そういう中で執行部といたしましては、町民にご説明を順次する前に、まず最初に議会の皆さんに、本当にそうは言ってもお金があるのかよということが先に恐らく来るのが、この間のお話ですと、実際、町民に説明する前に順序があるんじゃないかということで、じゃあお金はどうなんだということ、実は今この答申を踏まえて事務局のほうで、国、県も含めてどのぐらいの規模で、実際どのぐらいのお金がかかるんだということを、まさに今計算をしていただいております。それができましたら、議員の皆さんに一番早くご提示をして、ご協議をいただいてというふうに考えております。

そういうことが済んだ上で、この水と緑の公園ということも答申にございますけれども、それについての、私も専門家ではございませんので、あの公園を含めてあの一帯を、学校の統合に適するような公園を生かした形、子供たちがそこで勉強したいという思いになる

ような、そういう統合の青写真というか、そういうものをつくるには専門家の意見をお聞きしなければいけないと思います。そういうふうに順序よく実はやっていきたいですね。

それには、まず議員の皆様方に、本当に話ばかりでちゃんと足元はしっかりしているのかというところをちゃんとご説明を申し上げた上で、予算のほうも間違いなく大丈夫だろうということも議論の中で、町民の皆様にも順序よくご説明をしていかなければいけないと考えております。

ですから、今、事務局のほうで、先ほど申し上げましたように、国と県とを含めて、土地は公園を使えば土地代はかかりませんが、上物について、どのような規模でどのような予算かと、それに対する財源はどうだと。自主財源、国の補助、あと起債という形でしっかりとした事業計画を早急につくりまして、議員の皆様にご提示を申し上げてご議論をいただくと。それを踏まえて町民の皆さんに順次説明をしていくと考えておりますので、その節はぜひともしっかりとした議論をさせていただきたいと思います。

時期的なもの、いいですか、開校の時期。言葉足りなくて済みません。

開校時期につきましては29年の4月を目標ということは、それは開校ということでの答申だと一応考えておりますけれども、それに向かって順次進めていく中で、恐らく時期的にはぴったりそこに行くかどうかわかりませんが、そういうことを念頭に、答申に基づいて進めていくということで、それには先ほど申し上げたように、議員の皆さんのご理解がなければ進みませんので、それも時期が若干ずれる可能性はあると思います。ぴったりそこだというわけには、これ、いかないと思いますので、そのあたりは十分にしっかりとかためながら進めていければいいと思います。

以上です。

○議長（篠田英一君） 福智正之君。

○9番（福智正之君） 次に、教育委員会にお伺いします。

教育委員会にお伺いしますのは、答申のとおり平成29年4月を目標に統合中学校を建設する場合、いつごろから建設を開始し、予算はどのぐらいの金額が必要なのか。また、補助金はどのぐらいの金額があるのか。起債はどのぐらいの金額が借り入れできるか。一般財源はどのぐらい必要なのかお伺いします。

また、河内中学校の耐震改修工事に係る補助金と起債、体育館建設に係る補助金と起債をそれぞれの金額、起債については現在高をお伺いします。

また、そのほかに校舎等に係る補助金や借入金があればお伺いします。

もしこのような補助金や起債を受けていた場合、統合中学校を別の場所に設置した場合、補助金の返還や起債の繰上償還が必要なのか、お伺いいたします。

○議長（篠田英一君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、福智議員の質問にお答えいたします。

ただいま町長がおっしゃいましたように、答申を受けましてから、今、校舎建築につい

での面積等試算している段階でございます。

まず、学校面積の試算方法としましては、まず学級の数から試算するというのでございまして、中学校では、統合しましても3学年の2クラスでありますので、普通教室で6教室、特別支援教室が1、それから、小学校では6学年の2クラス、普通教室で12、特別支援教室で2クラス、そのほかに特別教室と言いまして音楽室や図書室、家庭科室、パソコン室ほかあるんですけれども、それらを答申を踏まえまして計算しているところありますので、まだ面積は出てございませんので、金額はここでは提示できない状況でございます。

それで、補助金、起債のお話ですけれども、まずは大もとができていませんので、補助金は補助対象額の2分の1が支給される部分です。残りの2分の1が起債と一般財源となります。起債は補助裏の90%、残り10%が一般財源となります。さらに、起債償還額の60%が交付税に算入されます。

補助対象経費以外の経費につきましては、75%を積み足し単独事業債として、残り25%が一般財源として見込まれるので、予算計上に当たっては関係の部署と協議して、遺漏のないように進めてまいりたいと思っております。

それから、河内中学校の耐震のお話がありました。金額については、申しわけございません。ここでお示しできなくて申しわけないのですけれども、学校統合が進むことによって補助金の返還、起債の償還等は、繰上償還はございません。

というのは、統合後の学校利用に当たっては、学校統廃合や廃校施設の活用を促進するため、無償での転用、貸与、譲渡等であれば、事業10年後を経過していなくても補助金の返還はございません。よって、起債の繰上償還もないということです。

○議長（篠田英一君） 福智正之君。

○9番（福智正之君） 事務局長、それ、いつごろから決まったんだい、そういうの。

返還なんてしなくていいなんて、いつごろ決まったんだ……それはいいや。

町長、ふれあい公園の跡地に統合中学校を建設する位置ということになれば、現在利用されている住民の方々、スポーツ少年団、町のイベント、運動会、スポーツ大会とか、いろいろなものについてはどういうふうな考えかをお伺いし、また、そのふれあい公園は、細谷村政から野高町政において、住民の皆様のご理解とご協力により多くの税金を投入し設置したものであると思います。

このようなことを考えたときに、新設の統合中学校の建設ではなく、早急な河内中学校への統合と余裕のある建設設計が重要であると考えますが、慎重な場所の選定と余裕のある予算の確保は大切な政策であると思っておりますので、お考えをお伺いします。

教育委員会のほうにちょっと質問させていただきます。

現在、河内中学校は耐震工事等を行い、体育館もまだ新しい中、金江津中学校の生徒の皆様が河内中学校に来ても対応できると聞いております。金江津中学校の校舎の状況や生

徒の教育環境等を考えたときに、早急な河内中学校への新設統合が重要であると思います。

統合中学校の建設地、これ数十億円の金額は負担すると思われまので、今ある河内中学校施設を有効に利用することは、今、国が進めているように、古くなった校舎を全面的に建てかえるのではなく部分的な改修を行い、耐久性を高め、建てかえから改修の方向に方針を転換することが先日新聞に掲載されていました。

(新聞を見せながら) これがこの新聞なんだけれども、文部科学省は、古くなった公立小中学校の校舎を全面的に建てかえるのではなく、部分的な改修により耐久性を高めるよう、地方自治体に促すことを決めた。現状では築40年程度で建てかえるケースが多いが、適切な改修で寿命を70から80年に延ばす。自治体が学校施設の寿命を延ばすために改修する場合、建てかえ並みに手厚く補助する制度を2013年度に導入しているというようなことも新聞に載っていたんです。

そういうふうになっているにもかかわらず、また国の補助金等も今までよりアップするようになることが記載されていました。

このようなことの検討は、教育委員会としてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長(篠田英一君) 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(萩原治夫君) ただいまの質問でございますけれども、今回の答申の内容にも一部載っていますのでそこを読ませていただきますと、「なお、新校舎の完成を待たずして既存の河内中学校校舎を利用した統合が望ましい」という文言も入っています。

というのは、今も議員がおっしゃったように、金江津中学校は震災で一部教室が使用できない。そういう中で生徒が暮らしているという、不便を強いられています。

ということと、両校共に、生徒が少ないので部活が満足にできない、また、学校での集団教育の良さが活かされにくい環境、状況がありますので、できましたら新校舎が中央にできることを担保に、早目に河内中学校への統合もあるのかなということで、進めることも一つあるのかなと思っています。

○9番(福智正之君) ふれあい公園のほうを町長。

○議長(篠田英一君) 雑賀町長。

○町長(雑賀正光君) 質問がいろいろいっぱい出てきたものですから、ポイントがちょっと。

今お話で上がったことは、既存のものを改修するについては、それはおっしゃるように、今も河内町でも行ってきておって、今回のは統合のお話だと思うのですけれども……。

○9番(福智正之君) だから公園を、起債とかそういうのではなく、公園を使って学校を建てるといっていいことでしょうか。今までやっていたイベントなんかはどうするんだ。

○町長(雑賀正光君) 公園を使うという、これは一応答申の中にはそういうお話があり

ますので、もし公園を使うとなれば、じゃあそのかわりにどこを使うんだということになれば、またそれをつくるとなると大変でございますので、できれば今ある公園以外のところの既存のものを、とりあえずよく交通整理をして、工夫によっていろいろと私はできると思っております。

ですから、このイベントをやるのにこれを一つつくらなければいけない、このイベントをやるのにまたこっちをつくらうといたら、これ幾らあっても足りませんから、ですから既存のものを有効に利用することを考えながら、あそこのふれあい公園を使わせてもらうということは、これ河内の小中学生の将来の、河内町で一番大事な教育の充実であそこを使わせてもらうわけですから、ただ公園ですから、一般の住民の方ももちろんあそこで公園を利用できるような形の中で、総合的に考えなければいけないと思います。

そういうわけで、今まで、例えば運動会であれば、もともとあそこがなかったときにはどうしていたのかということを考えれば、今ある河内町の中の施設及び運動場をうまく交通整理をして、皆さんで工夫をしながらやっていかなければいけないと思います。

それと、小中学校がもし仮に統合することになれば、小中学校があいてきます。ですから、そのあたりの利用の仕方もおのずと考えなければいけないという意味で、そこは皆さん知恵を出し合えば、少しぐらい我慢をしても、河内の子供たちの将来を考えたときにはご理解いただけると思っております。

○議長（篠田英一君） 福智正之君。

○9番（福智正之君） 今、町長に聞いたのは、あの公園は、細谷村政から野高町政に変わって、住民のみんなの理解と協力があって、かなりの税金もあそこに入れているわけだよ。そういうところに学校を建てていいのかということを知りたいんだよ。

3回目の質問をさせていただきます。

町長、最後に私は、中学校の統合は、将来の河内町を担う子供たちのために大変重要なことで、この統合をしなければ、子供たちの将来が大きく変わってしまうと言っても過言ではないと思います。どうぞ学校統合有識者会議の答申にも記載されておりますとおり、新校舎の完成を待たずして河内中学校を利用した統合を実現してください。

場所の選定や予算の確保については、十分な期間、検討が重要であり、新統合中学校校舎建設に向け、議会と執行部が協力し、住民のご理解を得て統合中学校の実現をお願いします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 先ほど福智議員がおっしゃったように、本当に町の税金を投入してふれあい公園はできました。ですから余計、将来の河内町を背負っていただく小中学生にあそこを使っていただくのが、私は町民は納得していただけたと思います。

それと、ここにある「新校舎の完成を待たずして」という、ここの文言は、先ほど教育委員会の事務局長から話が出たように、統合のことが確定をしないで河内中学校に来てく

ださいというのは、それは私は非常に難しいなと思います。

ですから、あくまでも統合中学校がしっかりとしためどが立って、それがしっかり担保できたということであれば、町民の方もご理解をいただけるのではないかと思いますので、そのあたりを今後進めていくに当たりまして、本当に議員の皆様方に納得のいっていただけるような形の中で予算等も含めて、それをもとにして町民の方にしっかりと説明をしながら進めていきたいと思っておりますので、ひとつご理解とご協力をお願いします。

○議長（篠田英一君） 福智正之君。

○9番（福智正之君） 続きまして、学校給食の問題で教育委員会にお伺いいたします。

今、子供たちが学校給食をおいしく、安心・安全なお米を食べていた、そういう流れの中で今回の米の選定に当たり、入札見積もり等はどんな方法でしたのか。また、業者及び参加は決まったのか。その際、教育委員会から価格の依頼という教育委員会事務局だけで、町長、教育長名ではなく、こんな大切な文書は、入札依頼のあれの中には教育長の名前も町長の名前もなしに、そういうような白紙のような状態の紙に書いて出していいものかどうか、それをお伺いします。

○議長（篠田英一君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、学校給食の問題について答弁させていただきます。

まず、学校給食運営委員会がございまして、委員の方々から意見をまとめたものを、内容を、まず地元でとれた安心・安全なおいしいお米を学校給食の主食米として使用してほしいという要望がございまして、それでは、どうしたらそういうお米を担保できるかということで、まず低温貯蔵施設を完備していること、これについては、うまみのもとである水分を最も適正なところで保管してほしいということでございます。

二つ目としましては、米の色のチェックや、小石並びに不良米の取り除けるものを使用してほしいということでございます。

三つ目については、安心・安全の面から、残留農薬、カドミウムの検査をしてくださいということの条件で考えております。

入札の件でございますけれども、これは運営委員会の意見を踏まえて、条件にあったお米を提供していただける町内の米穀取り扱い業者に通知をさせていただきました。通知の根拠としましては、公平を期すために、関東農政局に届け出のある業者とさせていただきました。

この届け出につきましては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部改正する法律が平成15年7月4日に公布され、平成16年4月1日に施行されてございます。この改正により、従来の登録制度が廃止されまして届け出制となりましたので、そういうものの業者に通知させていただきました。

○9番（福智正之君） これ業者って、業者及び……。

○議長（篠田英一君） 福智正之君に申し上げます。

議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

○9番（福智正之君） 課長がまだ、俺が質問したことに対して答弁していないんだよ。そのことでそれを言ったんだよ。

○議長（篠田英一君） 福智正之君。

○9番（福智正之君） 業者及び単価は決まったのかということです。

○議長（篠田英一君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） 通知は15業者に参加申込書を発送させていただきまして、参加申込があったのは5業者でございます。その中で今検討させていただいているところです。

○議長（篠田英一君） 福智正之君。

○9番（福智正之君） じゃあ、まだ決まっていないということだね。業者と価格は決まっていないということだね。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） 検討中でございます。

○9番（福智正之君） えっ。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） 検討中でございます。

○9番（福智正之君） 決まっていないんだな。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） はい。

○9番（福智正之君） そしたら、これ、河内町学校給食用主食米納品に係る業者の決定についてって、これ、こういう通知を出したか。

読むからな。

残雪の候、貴社におかれましてはますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。さて、表記について、参加申込書を比較した結果、別業者を採用することに決定しましたので、通知します。このたびはご参加いただきありがとうございます。今後ともよろしく願いします。

これは、平成26年2月19日付になっている。ただ、河内町教育委員会事務局だけの判こなのよ。

今、決まっていないと言った、これは決定したと書いてあると思うんです。どうなんだ、これは。

町長、どうなんだ、これ。

○議長（篠田英一君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） 参加申込のあった業者の中で、具体的に検討・調整をしているところです。まあ、仕様書のとおりに上げていただいた内容で最終検討協議させていただいております。

○議長（篠田英一君） 福智正之君。

○9番（福智正之君） 一番最初からおかしい、おかしいと思っていたのは、河内町教育委員会事務局だけで判こを、教育長もいるわけだよ、教育長の上には町長もいるんだよ。その人たちの名前も出さないでこういうものを出していいものかどうかなんだよ。

教育長、どう思うんだ、これ。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 福智議員のおっしゃるとおりです。そのようなこと、今後ないような形で一応対応してまいりたいと思います。

○議長（篠田英一君） 福智正之君。

○9番（福智正之君） でも、教育長、これ、これからなくしちゃうべと言ったって、これは出しちゃって、決まっちゃったということになっちゃうんだぞ。これ、もう1回白紙にしてやるしかないぞ、そうしたら。これは本当に決まっているんだかどうか、萩原事務局長はまだ決まっていないというから、決まっていないんだろうけれども、こんなことしたら前代未聞になっちゃうよ。

町長の責任もあるんだ、これ。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 福智議員、その文書、どんな文書なんですか。

○9番（福智正之君） どんな文書って……。

〔福智正之君より町長に文書を渡す〕

○町長（雑賀正光君） そうですね、これを見ますと、本当に福智議員がおっしゃるように、もう……うん、決定しましたというような形になっていますね。ですから、これは、今、教育長申し上げたように、文書のほうですね、ちょっと私も見て答弁とかみ合わないということで、おっしゃるとおりでございます。

私も実際申し上げて、こういう形、本当に初めてで済みません。

ただ、私が今状況を把握していることは、見積もりが出てきて初めて開封したとき、私も実は立ち会いました。そういう中で、最終的にはこれは給食をつくる業者と、その納品する業者が、最終的には契約だと思うのです。ですから、そのあたりというのは、提示はできても最終的に決めるのは給食業者が決定するわけですね。だと思っんです、普通はそうですから。

ですから、例えば仕様書に基づいて上がってきたものを、5社だったな、それを、今給食をやっている業者が見て、最終的にどこの業者と契約するかは、それはこちらはあくまでも参考として、学校給食運営委員会の答申に基づいて仕様書をつくって、それで業者に、登録業者というんですか、15の業者に送って戻ってきたのが、その条件に合って戻ってきた、仕様書に基づいて返ってきたのが5社で、そこに価格等が入ってしまして、ですから、それは福智議員に見ていただきましたけれども、それに基づいて最終的に契約するのは給食業者が、私は契約するものだと思っておりますので、そういう中で、これが出ると何か

決まってしまったのかというふうに私も思いましたので、今後今から進めるに当たっては、誤解のないように、本当に公正な形で、誤解のないようにしていかなければならないと思います。

おっしゃるとおりです。

○議長（篠田英一君） 福智正之君に申し上げます。

発言回数が規定を超えておりますので、質問の内容を簡潔に、最後に1回でまとめてください。

お願いします。

○9番（福智正之君） まだこれ、給食の方の3回目を今からやろうとしているときなんだよ。これ最後だからね。

町長にお聞きします。

今回、学校給食から「おかずのいらないかわちのお米」を使用しないことは、これまで児童生徒においしく浸透してきたブランド米、しかも今まで多額のPRや大変な労働をかけ全国に発信し有名になってきたことは、町長もご存じのことと思います。これを給食米から除外してしまうことは、今までの経過や苦労をいかがお考えなのか、これを最後にお尋ねします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） お答えいたします。

私、実はこのブランド米につきましては、非常に高級なブランド米ということで、ご進物等に使っている方も日本全国、おると思います。「おかずのいらないかわちのお米」もそうですけれども、全国的に農業振興ということで自治体ごとに、今はいろいろなブランド米化をしています。そういう意味では非常に厳しい状況はどこでも同じだと思います。

河内のこのブランド米については、今おっしゃるように、今までお金をかけてきたんじゃないかと。これは確かにお金を、私も計算してみたら、この「おかずのいらないかわちのお米」に関しては、今まで結構PR事業も大変投入しております。

ですから、これはこれとして否定するものではございません。ただ、河内全体を考えますと、河内の全体はたしか2,000町歩の耕作面積がございまして、約14万俵ぐらいのお米が実はとれております。その中で、じゃあ「おかずのいらないかわちのお米」がどれだけあるかと言ったら、去年で約800俵という形なんです。

ですから私は、「おかずのいらないかわちのお米」は、超高級米として、進物用としてこれはまだまだ需要があると思います。でも河内全体を考えれば、やはり14万俵、15万俵の中の800俵ということになりますと、新たなブランドを立ち上げなければいけないという思いも、実はしておるところでございます。

ただ、学校のこの問題に関しましては、あくまでも学校給食運営委員会というものの中でご検討いただいた結果に基づいて、実は行政として動いているということでございます。

ので、その中で検討して。

今ざっと計算しますと、実は河内町でお米のほうに補助している金額は250万円ぐらいだと思います。ですから、これが地元の、仕様書があって、それに基づいた間違いのないお米ということでありまして、今、給食業者が使っているお米は実は税込みキロ当たり320円です。そうすると今のお米の差額が約年間で1万2,800キロぐらい使っていて、約250万円、町が負担しております。

ですから、320円よりも下がる数字がちょっと見えていますけれども、そうしますと250万円から300万円ぐらい浮いたものを、学校給食を利用している町民の方にそれを還元しようということ、実は町のほうでは、もしそうなるのであれば、消費税が上がるということも考えますと、そちらの方に回すことができ、町民の皆さんに還元できるんじゃないかということ考えております。

今、学校給食は6,400万円ぐらい年間かかっておりまして、半分の3,200万円が町負担で、あと3,200万円が給食を食べている方の実は負担になっております。その3,200万円の中の約300万円、1割近くが町民の方のほうに還元できるのではないかと、数字的にはそういうことが試算されております。

そういう意味では、これから本当に地域間のそういうブランド化でもってお互いに切磋琢磨している、そういう中で河内のお米もその中で戦っていかなければいけないという意味で、町といたしましても、町全体を考えたブランド化というのも考えていかなければいけないと思っております。

○9番（福智正之君） ありがとうございます。

○議長（篠田英一君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時41分開議

○議長（篠田英一君） それでは再開をいたします。

次に、野澤良治君、登壇願います。

〔5番野澤良治君登壇〕

○5番（野澤良治君） 5番野澤です。通告に従いまして一般質問をいたします。

本日は傍聴の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。そして、3月4日、議会定例会において正副議長選挙が行われ、議長に篠田英一君、副議長に星野初英さんがそれぞれ就任されました。今後の活躍をご期待申し上げます。

また、2月の初めから中ごろにかけて、例年になく大雪が降り、道路の除雪、家屋やビニールハウスの倒壊等、各地で被害が出ておりますが、これから稲の種まきを控え、一刻も早い復旧が望まれるところでもございます。

そして3月11日、ちょうど3年前、東北地方を中心に大地震が発生し、その後の福島で

の原発事故も重なり大きな被害をもたらし、いまだに26万人余の人が避難生活を送っております。一刻も早い復旧が望まれるところでもございます。

今回の一般質問につきましては、通告のとおり、2項目について質問をさせていただきます。詳しい内容につきましては自席より行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（篠田英一君） 野澤良治君。

○5番（野澤良治君） それでは、1項目め、入札制度についてお伺いをいたします。

まず初めに、入札制度についての現状について質問をさせていただきます。

現在、河内町では平成25、26年度競争入札参加資格審査の追加申請が行われ、2月に完了したということをお伺いしましたが、今現在、町で発注している入札対象未満、いわゆる少額の物件の発注権限というものがどのように決められて行われているのか、具体的な答弁を担当課長のほうよりお願いしたいと思います。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。

現在の河内町の発注権限ということでございますが、町の物品購入、修繕工事等のいわゆる発注権限でございますが、河内町事務決裁規程により、1件の金額が30万円以上の支出負担行為及び支出命令は町長決裁、1件の金額が30万円未満が副町長の専決事項、1件の金額10万円未満が課長の専決事項となっております。

担当者、担当課で依頼業者を選定、見積書を依頼し、その後、起案と同時に事前審査、合議であります支出負担行為決議票も添付することになっております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ただいま課長のほうより、金額等について答弁がありましたけれども、それでは今までの発注の状況について具体的な内容、そして件数、金額等について、平成23年度から3年間についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。

発注状況の件数、金額、内容等ということでございますが、財務会計より算出した50万円未満の件数をご報告いたします。

需用費の修繕料では、23年度248件、金額にして1,533万5,049円、24年度233件、1,644万5,996円、25年度192件、1,359万7,510円。

工事請負費では、23年度55件、1,148万5,747円、24年度49件、1,095万3,425円、25年度27件で625万2,595円となっております。

なお、25年度は2月27日現在の数値でございます。

発注状況でございますが、道路関係におきましては、指名参加業者を参考に依頼しております。

建物修繕関係におきましては、地元業者を選定依頼し、点検等を委託している場合には点検業者に依頼しております。

自動車の車検等でございますが、現在、秘書広聴課管理の公用車は、町内に本支店を有する自動車販売、自動車整備業者に車検、点検等を順次整備依頼しており、ハイブリッド車のほうはディーラーのほうに整備を依頼しております。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） 野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 具体的な金額とか内容について答弁いただきまして、大変ありがとうございます。

課長の答弁ですと、平均しますと金額ベースで年間1,500万円から1,700万円、そして件数にして200件程度ということで、思ったよりも件数があるのかなというのが率直な意見でございます。

それでは、今後の対策ということでお伺いをしたいと思います。

今現在、小規模工事等契約者登録制度についてということで今回お伺いしたいのですが、この制度は入札参加資格を受けていない、または受けられない会社や個人が、少額で内容が軽易な発注、施工を希望登録し、公正な受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化を目的とするものであります。

今現在、近隣の龍ヶ崎市または牛久市、利根町等では既に制定をしておるところでございますが、河内町でも公正な発注機会をつくるという意味でも必要ではないかと考えますが、その辺の答弁をいただきたいと思っております。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。

小規模の登録制度でございますが、近隣で見ますと、龍ヶ崎市では工事で30万円未満、牛久市では物品のみで30万円以下、利根町においては工事が130万円未満、委託・役務の提供で50万円未満、物品購入で80万円未満となっております。

入札参加資格を有しない町内業者に受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化を図るということは、野澤議員のご指摘のとおり重要であると思っております。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） 野澤良治君。

○5番（野澤良治君） ただいまの答弁で、登録制度をするかしないかという、お答えもまだいただいているところでもございますけれども、なるべく登録できる条件、そしていろいろな業種、そして必要な資格等をきちんと精査をしていただいて、あとは本店だけなのか、もしくは河内町は業者も少ないので支店まで対応できるのか、もし対応する場合には、事務所であったり、納税とかいろいろなものの実態をきちんと調査していただいて、なるべく公正な形で、そしてまた近隣では制定をしてあるわけですから、そういった意味

で河内町独自の制定に向けて、今後早急に行っていただきたいと思いますが、その辺、もう一度具体的な答弁がありましたらお答えをいただきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 町では小規模の登録制度をする場合には、町内業者も数が限られていると思われまますので、登録条件等については河内町の競争入札参加資格申請及び近隣市町村の要綱等を参考に、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠田英一君） 野澤良治君。

○5番（野澤良治君） それでは、今の同じ質問で、できるだけ早く「広報かわち」であったり、ホームページであったり、できれば制定をしていただきたいということで、町長の考えも答弁していただきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長

○町長（雑賀正光君） 今、企画財政課長が答弁したように、地元の業者の活性化という意味でも、あるいは近隣町村が制定してあるのであれば、早急に状況をよく調査をして、制定に向けて精査をしていきたいと考えております。

○議長（篠田英一君） 野澤良治君。

○5番（野澤良治君） それでは、2項目め、ふるさとかわちPR事業についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、9月、そして12月の定例議会一般質問でも行いました。PR事業の支出、スポーツシャツ7万7,000円の支出についてということで、目的は防音事業者等で工事にご協力をいただいた関係機関との親睦ゴルフコンペの賞品に使ったと答弁があります。5年前ということもあり、相手方も含め、当時の関係者が退職等で事実関係ははっきりしていないということで終わっていたかと思えます。

その後の調査結果について、担当課長のほうより答弁をいただきたいと思えます。

○議長（篠田英一君） 大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君） 野澤議員の質問にお答えいたします。

今、野澤議員からもありましたが、12月の議会でもお答えいたしました。歳月も5年以上もたっており、詳しい事情等、新しいことは得ることはできませんでした。

また、プレイをしたと思われまます町内のゴルフ場へ実際に伺って話を聞いてみましたが、お客様の情報はお話できないということでした。結論として、日にち及びメンバーの特定はできませんでした。

以上です。

○議長（篠田英一君） 野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 調査結果がただいま答弁ありましたけれども、何と言ったらいいんですか、重箱の隅をつつくような小さなことかもしれませんが、町の税金が投入

されたということで、公金を使っているということも事実でございます。

今の答弁で、その対象の期間にゴルフをしたという実態がないということになりますと、ゴルフをやっていなかったと受け取られても仕方がないのかなと思います。そうなれば、私的に流用と受け取られても仕方がない部分でもあるかと思います。その辺をもう一度答弁いただいてよろしいでしょうか。

○議長（篠田英一君） 大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君） 今、私的という話がありましたけれども、平成20年の12月10日に購入されておりまして、その後につきまして関係者というか、私の知る限りで調査した限りでは、その日にちが見つからなかったということで、私的流用とかは、ないと思います。

以上です。

○議長（篠田英一君） 野澤良治君。

○5番（野澤良治君） 結果的には、やったかどうかという事実関係が認められないということだと思います。5年前ということで、なかなか調査が難しいという部分もあるのかもしれませんが。その辺はいろいろあると思います。

ということであれば、今後、町としてこの問題についてどう対応して、どう対処していくのか、最後に町長より答弁をいただきたいと思います。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） お答えいたします。

5年前に、町のために恐らく支出したと基本的には私も考えております。ですから、これは公費を使うのですから、しっかり何に使ったかが、どういうものに使ったかというのがわかれば、それは町の長として、例えばいろいろな交渉事とかに使うのは交際費の範囲であれば、別にこれは問題ないと思います。問題はそれを、今、調査と言いますけれども、場合によってはご本人にしっかりと、記憶の限りこういうところに使ったんだよということがしっかりわかれば、それで私はいいと思うのです。

ですから、別に私はそれは隠す必要もないし、本当に公務で使ったということであれば、堂々とそれを表示すればいいわけですから。

私思うのですけれども、担当課長のほうもまだそういう部分において足りないところがあれば、町としましてはしっかりとした交際費で支出したということがわかっていれば、これは町民の方もご理解いただけると思いますので、最後に当事者にしっかりと聞いて、こういうわけだから記憶の限り思い出していただいて、こういう場合に使いましたということさえわかれば、これは私は、税金はそのときそのときに恐らく町のためを考えて交際費を使われたと理解できますので、そのあたりを野澤議員から3回もご質問をいただいているのですから、当事者にそれをしっかりと町として聞いて、こういうわけだからということで聞いて、しっかりと用途を記録に残しておくということであれば、私は問題ないの

かなと思っておりますので、その点について、また町として当事者に文書なり何かでお尋ねをして記録に残しておけば理解を得られるのかと考えております。

○議長（篠田英一君） 次に、牧山龍雄君、登壇願います。

〔8番牧山龍雄君登壇〕

○8番（牧山龍雄君） 8番牧山でございます。

このたび、新たに新議長になりました篠田議員にお喜びの言葉をかけたいと思います。そしてまた新しく副議長になりました星野初英さんにも、おめでとうと声をかけたいと思います。これから河内町議会をしっかりと取りまとめていていただきたいと思います。

そしてまたきょうは大勢の皆さんに傍聴をしていただきまして、本当にありがとうございます。

それでは通告に従いまして、まちづくりということで質問させていただきます。まちづくりと言いましても、河内町の伝統、文化ということを主体に質問させていただきたいと思います。

雑賀町長が町長の職責に就任されまして、もう10カ月がたちました。雑賀町長の公約であります小中学校の統合やいろいろな政策、諸問題に対して真摯に取り組み、派手さはないんですけども、着実に一步一步職責をこなしていることと思われまます。このようないろいろな施策もまちづくりには大事なことでありますが、河内町の文化、伝統等もまちづくりには欠かせないものではないでしょうか。

多種多様な生活や考えがありますが、町民の気持ちがまとまり、みんなで住みやすい、住みたい町にまちづくりをするにも、文化、伝統を守り、育てることも大事ではないでしょうか。学校、教育、社会教育等の取り組み、そして行政の取り組みについて、自席にて質問いたします。

どうぞよろしく願います。

○議長（篠田英一君） 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） それでは、まず、学校教育の関係から教育長にお伺いいたします。

学校教育グループでは、これまで河内町の歴史、文化、伝統についてどのように取り組んでこられたか。そしてまた、これからの取り組みについてお聞きしたいと思います。

河内町の子供が河内町のよさを十分に認識して、河内町がいい町だという印象を持てば、いつかまた河内町に帰ってきて、河内町を盛り上げてもらえるのかなど、そういう気持ちでこれからの学校教育の歴史や文化、伝統についての取り組みについて、教育長に答弁をお願いしたいと思います。

よろしく願います。

○議長（篠田英一君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） それでは、牧山龍雄議員からの質問についてお答えさせていただきます。

まず、幾つか具体的にあるのですが、古くは毎月発行されております「広報かわち」の中で歴史探報、それと散歩の道というコラムで、それぞれ20回ほど町の紹介、伝統的なものがなされておりました。

成人教育、社会教育関係では、年に2回ですが、生涯学習グループに、もと河内町歴史編さん委員の鈴木久先生という方がおられまして、この先生の歴史講座を年に2回実施しております。

これは、「広報かわち」等でも紹介していますので、近隣からも参加いただいていることなのですが、今年度は6月23日に「北辰一刀流と神文状」という内容の講座をいただきました。この北辰一刀流となぜ関係があるのかということで私も拝聴させていただいたのですが、長竿の菊池医院、今は廃業されていますけれども、そこの先祖は江戸時代の末期に北辰一刀流の門下生だったんだそうです。そういうことを確かめて調べていくうちに、今の取手市の藤代宮和田ですか、そこに宮和田光胤という北辰一刀流の免許皆伝の方がいらっやって、その方の門下生ということで菊地さんがおられたということをおっしゃられた内容が1回。

それから、2月23日には「戦前の稲敷の教育」という題でもって、大正デモクラシーから戦前までの、主になりますのは金江津での教育になりますけれども、体験教育を中心にした道徳教育の展開、これは当時、イギリスで行われた世界の教育に関する研修会にも出向かれて、その当時の校長が発表されたと。ただ残念ながら、たび重なる利根川の洪水でもってその施設等も流されてということで、戦前でとりあえず終止符がうたれました。その内容について講義いただきました。

さらに、この副読本ですが、「かわち」という題でもって、これは昭和54年から小学校3年生を対象に毎年配布しております。これは3年生、4年生で使うのですが、社会科の副読本ですから、河内町の暮らしやら産業やら、最終的には河内町の先達ですね、書家の方とか歌人の方とか、スキーの草分けであった大野精七さんの話とか、そういうことも載せております。これが大体3年から4年に改訂という形で、一番新しい情報を子供たちに知らせるという流れで、既にこれが10改訂版になります。ということでこれは小学生の教材として活用しております。

それから、これは行事ですが、小学生の社会科巡検というのもあります。これは大体3年生から5年生ぐらいが主なんですけれども、町の公民館の施設を見学に来たり、お店に見学に行ったり、時には役場の庁舎、消防署ということで、これも一つの伝統を守るということで必要なことかと。

それから、教職員にも、その年に異動でいらっやって先生方には、夏1日使いまして町内巡検という形で、バスでもっていろいろ見て回っていただいています。この中では、水屋なども当然、ほかの地区にありませんので、そういうのも見ていただいたりしております。

それから、新しい事業としては、これは県の事業なのですが、今年度から郷土検定というのが始まりました。これはどういう内容かと言いますと、中学校の2年生を対象に郷土を知る、河内の2年生であれば河内町を知る。また、茨城県を知るということで、それぞれの44市町村で独自の問題を25題つくります。

河内町でしたら、その問題を幾つか抜粋してみますと、「河内町の花は」、または「河内町出身で有名な歌人は」、「県の銘柄産地指定を受けている農産物は」、このような内容の具体的なものを25項目、これを中学2年生の金江津中学校、河内中学校の生徒にクイズ形式で一応競い合わせて、今回は河内中学校の生徒のほうが成績がよかったものですから、県代表として河内町からは河内中学校。

44校集まりまして、これが2月に県大会がありました。県の問題ですと、河内町の問題はなかなかその中には入らなかったのですが、ある程度歴史的にもわかりやすい内容の25項目でした。「現在の茨城県の市町村の数は幾つですか」とか、「茨城県で一番高い山はどこですか」とか、あとは「江戸幕府最後の将軍だった水戸藩出身の人の名前は」という具体的な歴史的な問題が主です。

河内中学校は一回戦は勝ったのですが、二回戦で優勝した笠間中とぶつかりまして、残念ながら敗退という、今年度は結果でした。また来年度も県レベルで実施されると思います。

その他としまして一つ紹介したいんですが、ここには持ってきていませんけれども、平成15年に「図説河内の歴史」というのが発行されております。これは各家庭に配布されていると思うのですが、もう一つ、先だって、私の竹馬の友、田中秋男という友達がおるんですが、彼が「筑波の牛蒡」という、こういう本を自費で出しました。

この中身はと言いますと、これは買ってくださいとか宣伝しているわけではありません。彼が長竿で育ち、河内で育ち、札幌の大学を卒業して、最終的にはコマーシャルのほうの作家になったわけですね。テレビ作家ですけれども、その間、川柳を学んだり、あとはこういう執筆業もやられて、今、過去の思い出ということでこの河内町にかかわることを書いています。例えば、言葉で言えば「おめえ」とか「いしゃ」とか、そんな言葉をこの辺で使っていますので、そういう言葉とか、「長竿の祇園」だとか、「おびしゃ」だとか、「不動免沼」のいわれとか、それぞれの生板、長竿、源清田、金江津の地名のいわれとか、彼が調べられる範囲でもって体験をもとに調べてくれています。

まだ読み終わっていないのですが、なかなか面白い本だなと思って、これも文化だなと思います。その中でこの「筑波の牛蒡」というのは、「筑波のゴボウばかゴボウ」なんて、皆さんおっしゃいませでしたか。早口言葉ですね。その筑波のゴボウを題名にしていると思います。

こんなすばらしいいいことなので、何とか予算化立てて、子供たちにも見てもらえるようなチャンスがあればなということを考えております。

以上のまとまらないお話になってしまいましたけれども、牧山議員からおっしゃられましたように、このような河内町に関する伝統と文化、さらに学ぶ機会等を教育委員会としても計画立てて、さらに一番難しいのは情報の発信の仕方だと思います。先ほどの講座二つにしても、参加される方は20名前後なんです。あんなすばらしい講座なのに、もっとたくさんの方に参加いただきたいなと思っても、これは発信の方法がまだまだ甘いのかな、工夫が足りないのかなと思っておりますので、今後ともいろいろ工夫しながら、子供が小さいうちから町を知るといことで手立てを打ちながら、成人の方にも理解いただくという形で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（篠田英一君） 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 教育長、どうもありがとうございました。

学校等でいろいろ取り組み、今までもあったんですけれども、これからももっと深く取り組んでいただきたいと思います。

そして、河内町のことを、伝統、文化を知ることによって愛着が湧き、郷土愛が芽生えるのではないかと思います。そうすることによって、住みやすい町、住みたい町に徐々に変わっていくのではないかと考えます。

そこで今度は町長にお聞きしたいのですけれども、これにもお金がかかります。そういうところで、行政で河内町の伝統、文化を支えるための取り組みについて、考えがありましたらお聞かせください。

よろしくをお願いします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） この伝統、文化という、これをもとにしたまちづくりというのは、本当に私も今お話を伺ってしまして、本当に必要なんですけれども、なかなか現実の目の前のことに振り回されて見失っているのかなと思うのです。

ですから、さっき教育長が話しましたように、私もこの間、そういう町の歴史の講座に15人とか20人しか来ていないんだよと聞いて、「広報かわち」で流したらしいのですけれども、私もそれを聞いて、本当に申しわけなかったという話をさせてもらったのですけれども、今まさに日本の国が問われていると同じように、歴史認識じゃないですけれども、文化とか歴史とか伝統というのが、まず我々が住んでいる地元のことを子供のうちからしっかり理解をして、その上で順次地元からこの地域、茨城県、日本も含めて、そういう積み上げていくことが大事なのかなと感じております。

そういう意味におきまして、今後、河内町の小中学校の学校の中身だけでなく、町の講座を通して、若い子たちもそうですけれども、我々大人もそういうことを再認識しながら、それをまた若い人とか子供に伝えながら行かなければならないと。

この間も話を、ちょっと教育長ともしたんですけれども、意外と文章ってなかなか見な

いもので、言葉の文化というか、言葉で伝えていくというのが非常に、俺も行くから一緒に行こうと声かけをすると人というのは集まるような感じがしますので、本当に文章を書いて流したからそれで終わりということではなく、しっかりと、人に集まっていただくときには、みんなで声かけをしながら、こういういいことがあるから来て一緒に聞こうじゃないかと、今後そういう広報の仕方も考えていかなければいけないのかなと思います。

それが、この小さな河内町の中で住民が皆さん参加できるというのは、声をかけなければそうやって集まらないわけですね。本当に文書だけ回したら、それだと今言ったように15人とか20人しか集まらないんですね。

そういうことのないように、今後していかなければいけないし、河内町のいいところがあって子供たちも、そういう小さいころに河内町の先人が伝統、文化をこういうふうにつくってきたんだということを一生懸命教えて覚えてもらう、それが河内町に愛着が湧いて、外に行っても、また河内町に戻ってくるという一つの原動力になるのではないかと思います。

そういう意味では、町の伝統と文化を育成ということは、今後町の発展にぜひとも必要だと私も思いますので、そういう育成していくにはどうしたらいいかということ、具体的に教育委員会を含めて、皆さんで考えながらまちづくりをしていきたいと思います。そういう形でひとつよろしくお願いします。

○議長（篠田英一君） 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 町長、どうもありがとうございました。

そうですね、これからまちづくりをしていくためにどういうあれがいいかというのを、みんなで考えていくしかないんですけども、一つの例として、全国的にもはやっています食文化で、B級グルメでまちおこしをするということもあります。そういう食文化をみんなでやっていくというのも一つの手だし、あと、今度統合小中学校ができることになれば、町で今まであちこちで盆踊りをやっていたのですけれども、そういう祭りを町で一つにやっていくのも一つの手かと思います。そういうところで、これから町長の采配を期待しまして、最後の質問とします。

ありがとうございました。

○11番（大野佳美君） 議長、ここで動議の提出をしたいと思います。

ただいま契約に係る調査委員会の設置の動議をここで提出したいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） ただいま動議が提出されました。

暫時休憩いたします。

午後零時18分休憩

午後1時48分開議

○議長（篠田英一君） 再開いたします。

以上で一般質問を終了します。

次に、ただいま動議がありました。この動議は会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がありましたので、動議は成立しました。

動議を日程に追加し、追加日程1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

本動議を日程に追加し、追加日程1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠田英一君） 着席ください。起立5名であります。可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により議長において決します。

動議は可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 追加日程1、学校給食に使用する米の購入契約に係る調査特別委員会の設置についての動議を議題といたします。

ここで提出者の説明を求めます。

11番大野佳美君。

〔11番大野佳美君登壇〕

○11番（大野佳美君） それでは提案理由の説明をいたします。

平成26年3月11日提出

提出者 河内町議会議員 大野 佳 美

賛成者 河内町議会議員 廣 瀬 裕

学校給食に使用する米の購入契約に係る調査特別委員会の設置についての動議を次の理由により提出します。

1 学校給食に使用する米の購入契約に係る調査特別委員会の設置

理由

学校給食の入札についての不透明なところについて、明確な説明、調査を求める。

適切な学校給食運営を調査するため設置する。

以上です。

○議長（篠田英一君） 質疑を求めます。

牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 今、動議の説明がありましたけれども、米の購入契約についての特別調査委員会ということでございますけれども、先ほど教育委員会事務局長の答弁には、米の契約はまだ終わっていないということの答弁がありました。ということは、契約が済

んでいないのに契約ということは、ちょっと今回、この動議にあわないんじゃないかと思
いますので、そこら辺をちょっと質疑します。

○議長（篠田英一君） 大野佳美君。

○11番（大野佳美君） ただいまの質疑に対してお答えします。

先ほど福智議員の質問に対して、執行部と担当課のほうの意見が違うということで、公
明公正な町政運営ということで町長が何回もおっしゃっていることに対して、反している
ことではないかと、この神聖なる議会の中でそういう答弁はおかしいのかなと思いますの
で、そういう点に対して動議を提出したということです。

以上です。

○議長（篠田英一君） 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） ですから、契約はまだ終わっていないわけですし、ただ、福智議
員の質問に対して、それは答弁の食い違いがあったことは確かでございます。ですが、契
約はまだ終わっていないということなので、終わっていない契約を動議に上げるのもおか
しな問題だと思いますので、そこら辺、もう一度説明をお願いします。

○議長（篠田英一君） 大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 今、契約に関してということでありましたけれども、米の決定
通知を出したということは、契約にかかわることだと思いますので。

以上です。

○議長（篠田英一君） 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 先ほど福智議員からありました決定通知ですね、そこは米の購入
契約が決定したのか、何を決定したのかというのは書いていないのではないかと、私は先
ほどの福智議員の質問の中で感じました。

何が決定したかまだはっきりしないのに、これを購入契約だと決めつけるのはいかがか
と思いますので、そこら辺の説明をよろしくをお願いします。

○議長（篠田英一君） 大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 先ほどの文書、2月の19日発送ということで、今、何日ですか。
それでわかると思います。

○議長（篠田英一君） 牧山龍雄君に申し上げます。質疑は3回までということで。

ほかにありませんか。

青野 正君。

○6番（青野 正君） ちょっとよろしいでしょうか。

一応文書を読めばそのとおりでありますけれども、一応、ですから執行部の話がちょっと
食い違いがあったということで、その説明を求めるような特別委員会の設置かなと、私自
身は思っているんですが、これに対してちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 大野佳美君。

○11番（大野佳美君） そのとおりです。

○議長（篠田英一君） 青野 正君。

○6番（青野 正君） じゃあそれほど重要な問題ではない……重要というか、その人の考え方次第でとり方はいろいろでありますけれども、またその意見の食い違いを求めるための委員会ということで、そういうことで理解してよろしいのでしょうか。

これで終わりますけれども。

○議長（篠田英一君） 大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 理解を得るというか、調査、このいきさつが食い違うわけですから、大切な問題です、入札、こう……。

○6番（青野 正君） 食い違いもそうだね、はい。

○11番（大野佳美君） 野澤議員がご質問の中でお話あったように、透明性ということをやっているわけなんですから、そういう中で、この神聖な議会の中でそういう食い違うということはおかしいと思うのです。ただそれだけ、そういう大事なところが問題になっている、一番。そうです。

○議長（篠田英一君） ほかにありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

まず最初に、本動議に反対の方の討論を許します。

宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 先ほどの一般質問の中での教育委員会の通知、要するに採用というよりも、入札の決定の通知が2月に出されたということでございますけれども、多分私はまだ調査段階、私の知っている範囲内では低温倉庫があるとか、異物をとる設備があるとか、そういうものを確認してから決定通知を出すのが当然だと思いますけれども、価格の面に対しての通知だったと思います。

それに対して、この議会終了後、皆さんに説明をしていただければ、私はこの動議は必要ではなかったのではないかと思います。できれば、全員の中で食い違った答弁をもう一度していただければ動議は発生しなかったと思います。

そういうわけで、動議に対しては反対でございます。

○議長（篠田英一君） 次に、本動議に賛成の方の討論を許します。

廣瀬 裕君。

○10番（廣瀬 裕君） 私はこの動議に賛成の立場から討論したいと思います。

先ほどの一般質問での答えと、今、ちまたに回っている決定についてという通知が、同じ部署から出ているにもかかわらず、相反するものであることは大変問題があると思います。このことについて、調査、説明を求めたく、この動議には賛成したいと思います。

○議長（篠田英一君） 次に、反対の方の討論を求めます。

牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 私は反対の立場から討論いたします。

先ほど大野議員にも確認しましたが、購入契約ではなくて、事務局長の答弁の食い違いがあるわけですから、そちらの調査であって、入札契約に関する特別委員会は、私は反対します。

○議長（篠田英一君） 次に、賛成の方の討論を許します。

討論を打ち切ります。

それでは、動議を採決します。

本動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠田英一君） 着席ください。

起立5名であります。

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において決します。

動議は可決することに決しました。よって、学校給食に使用する米の購入契約に係る調査特別委員会の設置についての動議は可決されました。

ただいま設置された特別委員会は、議長を除く議員全員を委員と指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認め、選任することに決定しました。

休憩中に会議室において特別委員会を開催しますので、お集まりください。

暫時休憩します。

午後2時01分休憩

午後2時23分開議

○議長（篠田英一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に学校給食に使用する米の購入契約に係る調査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

互選結果の報告をいたします。

学校給食に使用する米の購入契約に係る調査特別委員会の委員長には星野初英君、副委員長には福智正之君が就任することになりました。

以上、報告いたします。

○議長（篠田英一君） 日程2、議案第1号 河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程3、議案第2号 河内町公民館設置管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町公民館設置管理等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程4、議案第3号 河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程 5、議案第 4 号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

議案第 4 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 4 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第 6 号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程 6、議案第 5 号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

議案第 5 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程 7、議案第 6 号 平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

議案第 6 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程8、議案第7号 平成25年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成25年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程9、議案第8号 平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程10、議案第9号から議案第15号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月4日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました平成26年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで、委員長より審査の結果について報告をお願いします。

予算審査特別委員会委員長、廣瀬 裕君、登壇願います。

〔予算審査特別委員長廣瀬 裕君登壇〕

○予算審査特別委員長（廣瀬 裕君）

予算審査特別委員会審査報告

去る3月4日開会されました平成26年第1回河内町議会定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第9号 平成26年度河内町一般会計予算

議案第10号 平成26年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第11号 平成26年度河内町介護保険特別会計予算

議案第12号 平成26年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第13号 平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第14号 平成26年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第15号 平成26年度河内町水道事業会計予算

以上、7議案について、3月4日から5日までの2日間、全委員の出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は全て原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

平成26年3月11日

予算審査特別委員会委員長 廣 瀬 裕

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

議案第9号から議案第15号は、質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第9号から議案第15号につきましては、予算審査特別委員会の審査結果のとおり可決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程11、選挙第1号 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙を行います。

本件につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約第6条第3項の規定により、

本町議会議員選出の稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員のうち1名の欠員を生じたことに伴い、その補充を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に廣瀬 裕君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました廣瀬 裕君を、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました廣瀬 裕君が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

本席から廣瀬 裕君に対して、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

○議長（篠田英一君） 日程12、選挙第2号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員補欠選挙を行います。

本件につきましては、龍ヶ崎地方塵芥処理組規約第6条第2項の規定により、本町議会議員選出の龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員のうち1名の欠員を生じたことに伴い、その補充を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員に福智正之君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました福智正之君を、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました福智正之が龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員に当選されました。

本席から福智正之君に対して、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

○議長（篠田英一君） 日程13、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程14、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の事務調査について閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の事務調査とすることに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程15、特別委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

特別委員長から、学校給食に関する件について、閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、特別委員長からの申し出のとおり閉会中の事務調査とすることに決しました。

○議長（篠田英一君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。これにて平成26年第1回河内町議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後4時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

河内町議会副議長

河内町議会議長

署名議員

署名議員